



News Letter

令和元年9月20日
発行
第90号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

飯塚 俊哉

施行日まで間も無く！同一労働同一賃金とは？

働き方改革関連法によって様々な制度改革を迫られているのは既にご承知の通りですが、2020年4月1日(中小企業においては2021年4月1日)から本格的に「同一労働同一賃金」に係る法律(通称「パート・有期雇用労働法」)が施行されます。

以前から短時間労働者(パート労働者)や有期雇用労働者と通常の労働者との間の均衡待遇を求める法律は有りましたが、今回の法改定によって、いわゆる正規・非正規間の「不合理な待遇差の禁止」が図られることとなります。

規模の大小を問わず、ほとんどの医療機関に非正規雇用労働者がいることと思います。この機会に改めて、正規・非正規間の待遇の差を確認されてみては如何でしょうか。

「待遇の差」というのは賃金や賞与、退職金に限らず、教育訓練や福利厚生等、あらゆる範囲に及びます。また「不合理」というのも業種や規模、企業の運営方法等によって差が出てくるので、著名な判例で不合理とされたケースが自社にそのまま当てはまるとも限りません。

以上より、①自施設にはどのような正規・非正規間の「待遇差」が存在するかの確認、②待遇差の一つ一つについて、自施設にとって「不合理」であるかの検討、③不合理な待遇差の解消、という手順が必要になります。当然その過程において就業規則等の改定も必要になるでしょうし、工程自体が多いので、施行日から逆算すると今すぐにも取り掛かる必要があると思われる。

厚生労働省より発出されている「同一労働・同一賃金ガイドライン」が、それぞれの手順における考え方のヒントとなります。また同省のホームページに同一労働同一賃金特集ページもあますので、ご活用ください。

※同一労働・同一賃金に関するご相談、不合理な待遇差解消についてのお問合せ等は、医療勤務環境改善センターをご利用ください。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

高橋 直美

Q. 台風などの自然災害時にお休みした職員に休業手当の支給は必要ですか。

A. 労働基準法上、休業が使用者にとって不可抗力と言えるという点によって判断されます。この不可抗力とは、「休業の原因が事業の外部によるもの、かつ事業主がどんなに注意していても避けられないもの」を指します。

台風や地震の場合は、自然の営みが原因であり、人間の力では防ぎようもありませんから不可抗力と認められ、労基法上では休業手当を支払う義務は使用者に発生しないこととなります。ただし、現実に台風被害が発生するに至らない状況で、その可能性があるという状況をもって休業にしてしまうと休業手当の問題が生じる可能性があります。

医療機関においては、自然災害時に休診とはいかないと思いますが、職員によっては災害によって通勤できない等の理由で休業せざるを得ない場合も生じ得ます。また、暴風が吹き荒れるなかで、使用者が出勤を指示して労働させ、事故が起きて労働者が死傷した場合、使用者は「安全配慮義務」違反に問われる可能性があります。災害対応については、休業手当の問題だけではなく、安全配慮義務やリスク管理の論点も同様に重要ですので、使用者としての対応を検討する必要もあります。実務的には、災害状況をよく判断したうえで、休業を指示する場合は、休業手当として平均賃金の6割を補償する。または本人の承諾を得たうえで、有給休暇として処理するなどの対応も考えられます。災害時などでも、できるだけ収入に影響が出ないように制度作りを進めていくことも、福利厚生の一環と考えられます。

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

「医療機関の勤務環境改善研修会」のご案内～医療機関に対する労働時間等説明会～

茨城県医療勤務環境改善支援センター

第一回

日 時：令和元年11月6日（水）14:00～16:00
 会 場：つくば国際会議場小会議室303（つくば市竹園2-20-3）【定員50名 先着順】
 講演1：「宿日直及び医師の研鑽等と労基法上の取扱いについて」
 講 師： 茨城労働局土浦労働基準監督署
 講演2：「医療機関の働き方改革について」
 講 師： 高橋人財労務事務所/医療労務管理アドバイザー 高橋 勉 氏
 講演3：「地域医療構想の推進について」、「医師偏在対策について」
 講 師： 茨城県保健福祉部医療局医療政策課、医療人材課

第二回

日 時：令和元年11月14日（木）14:00～16:00
 会 場：日立シビックセンター5階503号室（日立市幸町1-21-1）【定員48名 先着順】
 講演1：「宿日直及び医師の研鑽等と労基法上の取扱いについて」
 講 師： 茨城労働局日立労働基準監督署
 講演2：「医療機関の働き方改革について」
 講 師： 山口社会保険労務士事務所/医療労務管理アドバイザー 山口 栄一 氏
 講演3：「地域医療構想の推進について」、「医師偏在対策について」
 講 師： 茨城県保健福祉部医療局医療政策課、医療人材課

第三回

日 時：令和元年11月27日（水）14:00～16:00
 会 場：県立健康プラザ3階会議室1・2（水戸市笠原町993-2）【定員48名 先着順】
 講演1：「宿日直及び医師の研鑽等と労基法上の取扱いについて」
 講 師： 茨城労働局水戸労働基準監督署
 講演2：「医療機関の働き方改革について」
 講 師： ソトコンサルティングオフィス代表/医療労務管理アドバイザー 外山 博敏 氏
 講演3：「地域医療構想の推進について」、「医師偏在対策について」
 講 師： 茨城県保健福祉部医療局医療政策課、医療人材課

対象者

院長、勤務医、看護部長、労務管理部分の管理者、医療従事者等

申込方法

下の申込用紙に必要事項を記入のうえ、11月1日（金）までに
 FAXにてお申込みください。（様式はHPからも入手可）
 詳しくはホームページで ⇒ 茨城県医療勤務改善支援センター

茨城県医療勤務環境改善支援センター 行

FAX：029-303-5116

「医療機関の勤務環境改善研修会」参加申込書

参加ご希望の方は、各研修会場番号に○印を付け、必要事項を記載のうえお申し込みください。

1	つくば会場 （つくば国際会議場） 11月6日（水） 14:00～16:00	2	日立会場 （日立シビックセンター） 11月14日（木） 14:00～16:00	3	水戸会場 （県立健康プラザ） 11月27日（水） 14:00～16:00
---	--	---	--	---	---

医療機関名			
所在地	〒		
		(TEL	- -)

【参加者名】

職 種	氏 名